

中世寺院法の基礎的研究

— 寺院の多数決制と寺院法式 —

清田義英

わが国中世寺院法の研究は、概して武家法  
・公家法などの他の法領域に比べて不振の時  
期が長かった。しかし、近年の寺院史研究の  
活況は、この分野にも関心と向けさせてきて  
いる。とはいえず、寺院法研究は、寺院史や法  
制史の研究の中では、他の分野に比べてまこ  
とに乏しい現況であることは変わりはない  
。本論文の構成は、中世寺院法研究の基礎的  
作業である多数決制と根幹とした寺院集会法

と寺院法式の左記のような内容の二編からな  
るが、この両編はともに密接にかかわる問題  
であり、これらの基礎的作業の実証的方法に  
よる論究が、中世寺院法を論ずる際に必要不  
可欠となる。

はしかき

第一編 中世寺院多数決制

序言

第一章 寺院集会制度

第二章 大衆会議

はじめに

第一節 興福寺の大会議

第二節 叡山の大会議

第三節 全会一致制

おわりに

第三章 寺院集合法

第一節 寺院集会の精神

第二節 寺院集会成立の諸規定

一 集会日

二 集会召集の手續

三 集会出欠に関する規定

1 出席の規定

2 不参の手續

3 不参者の罪料規定

四 定足数の規定と参加資格

五 集会規定の規準法規

第四章 寺院の多数決制

第一節 多分の法

第二節 合点の法

はじめに

一 合点に関する記録

二 合点の方法—合点状—

第三節 多分状

一 東大寺文書の「落書状」

二 東大寺文書の「請定状」

三 東寺百合文書の「支配状」

四 醍醐寺文書の「某注文」

五 大集院文書の「評定記」

(付)

第四節 集会の決議

第二編 中世寺院法式

序言

第一章 寺院法

第二章 寺院法式

第一節 鎌倉期の寺院法式

一 序論

二 内山永久寺の寺院法式

はじめに

1 永久寺の古記録

2 永久寺の寺院組織

3 永久寺の根本法式

4 法式にみられる禁制

おわりに

三 河内金剛寺の寺院法式

はじめに

1 金剛寺の根本法式

2 金剛寺の法会法

— 伝法会に関する —

3 検断と大犯

おわりに

第二節 南北朝期の寺院法式

一 序論

二 雲州鷲淵寺の寺院法式

はじめに

1 鷲淵寺の寺院組織

2 鷲淵寺の寺院法式

3 正平式目への制定

4 法式にみられる禁制

5 寺中検断

6 衆議制の変遷

おわりに

第三節 室町期の寺院法式

一 序論

二 法華寺院の寺院法式

はじめに

1 本成寺規式と本能寺法度

2 法式にみられる禁制

3 大犯三箇条

4 關一妙顯寺後住選任の一件一

おわりに

三 浄土宗寺院の寺院法式

はじめに

1 白旗派寺院の寺院法式

2 法式にみられる禁制

3 両成敗法

おわりに

付録 中世寺院法式集

第一編は、わが国の寺院法の重要な一環と

して、中世寺院の多数決制を根幹とした集会

法をとりあげ、今までに蒐集し得た新史料を

12  
により、従来の論考を補足し深化させ、不

11  
分明な問題点を究明し、さらに新たな論点を

加えてその実態を明らかにしたものである。

先ず序言で、多数決は民主政治の基本的ル

ルだとよくいわれるが、しかし、終戦後の日

本の中央政界をみると、定足数や白紙委任類

似のからくりによって、少数の意思があるか

も多数の意思であるかのようにはみなされ、民

主主義という名の下に、少数者の独裁が行わ

れたり、また、きわめて明白な多数を単なる

偶然の数とみなしてこれを否認しようとする

ように、しばしば多数決は混乱の象徴でもあ

った。かつて津田左右吉氏は、多数の意見が

どうして「多数」となるかの心理的考察に關

心を示す水、一多数の意見はほんとうの多数

の意見なのか、実は少数者の意見なのか、或

は一人の指導者の意見なのか、又は漠然たる

一般のここちもちの発現なのか、場合によっ

てそれはいろいろであらう。それがどうして

「多数の意見」といふ形をとるやうになるかが

僕にとつてはむしろ興味ある問題である。一

二の指導者の意見が多数の意見となるにも

いろいろの経路がある。それが考へられる

と。政党心理などもよくわかるはずであり

大衆運動の意味も明かになる。といわれれば

多数決制には今日なお不分明な部分が多く

残されている。所謂民主主義は相對の原理に

たつものであり。絶対的なものではあり得な

い。それが多数決にしたがうことは既定の

事実ではあつたか。すでに中世寺院において

定足数の規定がみられ。無記名投票による

多数決原理まで採用され。さらには多数の横

暴に對する対策も考へられていた。一随多分

れとしながら。一任道理。という原則をと

り入れ。一道理の体现者としての宿老の指

導を認容していた。民主主義思想の中で。一

多分。と一道理にしたがうことのこの二要素

は。容易に両立させがたい。つまり、石で

あつた。一多分にだけしたか。之は。道理に

反した衆愚が実現しかねない。一道理に



重点をおきすぎると、人民の名において専制政治が実現しかねない。そのことを西欧思想史と政治史の脈絡において我々は多く実感してきている。西欧と無縁であった中世寺院社会において、西欧より早くその難問を自覚していたらしいことは注目し、備するとし、中世寺院の多数決制の重視点を指摘した。

第一章では、先行の研究史に融れ、るとともに、律令制の弛緩にともなう僧綱制喪失のあと、それに代わって寺院自身の自衛的な自治体制が強化され、荘園社会への移行にともなうて、集会制度が発展し、一層それが組織化されて、寺院法の中核的存在となつた。中世寺院集会制度の寺院法上に占める位置を明確にした。また、各々独自の発達を示した寺院集会は、その種類の多数、規模の宏壮、集会相互間の関係など、仏教教団の特殊性を反映してきわめて複雑多岐であったが、しかし、寺院集会には複雑の中にも「衆」を中心とする興福寺型、「子院」へ支院を中心とする

叡山型 さうにこれら二者を併用する高野山型の三類型に分類できるとした。

第二章では、先ず寺院集会の実態をみることにし、寺院集会の最高の会議であり、寺院全体の意思決定上重要であつた大衆會議について考察である。衆議の絶対性を誇つた南都北嶺は、その大きな勢力をもつて、本來的な宗教的信仰的な使命とは離れ、政治的な方面に向志され、その闘争的かつ恣意的なエネルギを発散して、為政者に圧力をかけ、社

会と推すぶつたが、その強訴などの集団的行動の原動力となつたのは大衆の強固な団結であり、そこには大衆會議の活躍があつた。その南都北嶺の金堂前會議と三塔會議といつた大衆會議の実態を絵巻物や叡山文庫所蔵の新史料などを参照、引用して鮮明にした。

第三章は、寺院集会法―集会規定の分析で、第一節では、集会の構成員である僧衆が、集会における心構へについていろいろと制約を受けられたが、集会の精神として要請されたも

のは 仏教教団の理想 僧伽知合の精神であ  
 る。一味知合は教団生活の当為の倫理である  
 とともに 集会の運営にあたって不可欠の精  
 神下もあつた。集会の精神が僧衆の「一味同  
 心」を基本とする一山知合の成立を求めるも  
 のであつたことを指摘した。  
 次に 自由にして闊達な論議をつくしあ  
 らゆる困難な条件を止揚して集会を成功に導  
 くためにはその前提となるべき諸規定ない  
 し制約が望まれたが、それらの諸規定の分析  
 を中心に考察し、そのものが第二節である。先ず  
 「集会日」では、その式日の決定として、月  
 例集会日決定について諸大寺の異同をみ、こ  
 れを平時と緊急時の二つの場合につき各事例  
 によつてその決定の方法を詳論した。また  
 年間にわたる定期的集会の開催は、僧団本来  
 の行事につき多くみられ、形式的ではあつた  
 が儀式的色彩豊かに厳正な行儀によつて規制  
 ・運営されてゐた点などを指摘した。次いで  
 集会の円滑なる運用には開催への諸手続の



僧侶に資格の限定のあつた点などを明らかにし、集会の種別あるいは特殊性に應ずる評定衆としての制約が存してゐたことを指摘した。

一 集会規定の規準法規レ下は、以上みてきた寺院集会成立の諸規定の源流ないし規範につき、その直接的な母体・素因についての考察下、法会の盛行とそれにもなう法会儀式あるいは規則の先例が、集会開催にあつて規準法規となつたことを、教団の特殊性よりして首肯されることを各寺の事例により明らかにした。

第四章は、

本編の根幹をなすもので、集会の眼目ともいえる議決、その議決の方法は集会制度の生命であり、この規定の円滑な活用をまつて、はじめて集会は有機的な活動をみるのである。従来多数決制は周知のこととさへられてきた感がある。しかしながら、そこには不分明な部分が多く残されており、その実態は未だ明確にされ得てゐない。本章では蒐集し得た史料により新たな論点を加之ながらそ

の実態を定証的に究明したものである。

第一節では、集会の議決は多数決の原理に

よつてなされるもので、集会制度を有する中

世諸寺院の根本的かつる普遍的な原則であ

つて、当代寺院運営に不可欠の慣習であつた

。しかも、随多分としながら、一任道理の

原則をもち、一道理の体现者としての宿老

の指導を認容していること。つまり集会の議

決に際し、宿老の道理が雅意に流れる多数決

の欠陥を補うよう要請されてい反点などを雲

州鷲淵寺の文書などにより明確にし、宿老に

よる、一多分の法への制限が、程度の差こそあ

れ、各寺院に共通した傾向であつたことを確認

した。

第二節では、多分の法によつて行われた集

会は、その表決にあつて、一合点の法が採

用されてきたことを明確にし、合点を施した

古文書（合点状）を示して、合点が無記名投

票であることの実態を定証した。そして、陽明

文庫蔵の「清原頼業消息」中にも合点云々の

語がみえることを指摘し、東大寺では鎌倉期には合点の効用を遺憾なく發揮していたこと

また、東寺関係の文書中の合点状を精査し、その形式ないし方法などについても詳論した。

第三節では、点数などを引点（合点）であらわし記録した類の文書をここでは「多分状」と呼んだが、先の合点状もこれに該当する。

このようなら「多分状」類を東大寺文書・東寺百合文書・醍醐寺文書・大乗院文書中から

示し、その形式ないし方法などについて検討し、その実態を明らかにした。とくに東大寺

文書の犯人摘発に際しての検断法である「落書起請」では、二形態の多分状がみられること

とを指摘し、また、「落書」に関する二・三の新たな論点にも言及した。

第四節は、本編の結語的意味をもつもので、中世寺院運営の核心となつたものは「多分

の法」であり、この原理こそ寺院の有機的な

活動源であり、この原理の運用の妙味によつ

て 寺院を背景として幾度か史上に驚異的と  
 之を思われる躍動を予えた僧衆の真価はよく  
 發揮された。寺院集會が多数意思の集約にあ  
 り 一種の無記名投票ともいうべき表決法  
 を採用し しかも 道理を踏まえてその健  
 全性を強調し 其の集會の決議は 単に  
 集會者同志の約束または宣誓だけにとまら  
 ず 集會者を拘束する一種の規約であると同  
 時に律法であつたこと、次いで 集會の置文  
 ・契状・事書などは普通二通作成したること、  
 として 神水(集會)しなどに言及し 代わりに  
 歴史的諸条件の要請に応じ得た寺院集會も  
 時代の推移とともにその効用において予期し  
 ない結果をもたらすことになり 当代末に訪  
 れる下剋上の風潮は わか教団をしてその圍  
 外におかなかつた。興福寺大兼院の尊尊が述  
 懐したように、教団分裂の危機を救つた集會  
 合点の法も 下剋上の風潮を促進し 結果的  
 には新旧勢力の交替に組織的力をかすよう  
 になつた点を指摘した。



ところで、寺院法の具體的なるか否かは比較  
 的形の整つた法・規範として、一種の成文法  
 といえる。法式としてあらわれる。第二編  
 は、寺院法式の分析を中心とした考察である。  
 この方面の研究はほとんど手がつけられて  
 おさず、寺院法式を正面きってとりあげた論  
 考には未だ接し得ていない。先ず序言におい  
 て、寺院法（寺法）は広義では寺院に関する  
 一切の法制をさし、國家が寺家に対してもつ  
 統教權と寺院みずからかその内部を規制する  
 治教權の両者が含まれる。狭義では治教權に  
 よるものをもさし、寺院みずからか権力発動に  
 もとづいて制定される律法であることを明示  
 した。  
 第一章では、わが國の寺院法の変遷を総括  
 的にみたもので、中世寺院法の主流は狭義の  
 寺院法で、興福寺・叡山・東大寺・東寺・高  
 野山などの諸大寺の立法權は國家の手から離  
 れて多數の僧侶の評議によつて法が定められ  
 主要な法源となつたことを明確にした。

第二章では、鎌倉・南北朝・室町の各時期

における注目すべき寺院法式を有する寺院を

とりあげ、それらの寺院の法式の分析とく

にそこに見られる禁制や罪料のあり方などを

とおして、当時の寺院の体質が窺知できれば

と努めた。先ず第一節「鎌倉期の寺院法式」

では、序論で鎌倉期の寺院法式の概要を論じ

鎌倉期それも前期・中期・後期をとおして

ほぼ平均的に法式が制定されている寺院とし

て、大知の永久寺と河内の金剛寺があげられ

ること。しかも両寺の根本法式が鎌倉期に定

められていふことを指摘し、この両寺を鎌倉

期の代表格として次項で詳論する。高野山で

は、鎌倉中期に根本法式といえる寺院法式が

定められ、それらの法式を三つのケースに分

類して論述する。また、鎌倉後期の「東大寺

年預所記録」に注目し、そこに収められてい

る検断・集合法などに関する法式を、そして山

域の海住山寺の法式などにも言及する。次

二には、天理市杣之内町の地に今日寺跡を

止め、幻の寺院と化した内山永久寺の寺院法  
 式の考察である。永久寺は興福寺大業院を本  
 所としてその末寺となり、さらに密教を奉ず  
 ることから東寺の末寺ともなり、また、当山  
 派の修験を伝え、ここに法相真言兩宗兼帯寺  
 院として繁栄したが、先ずは当寺の寺史を  
 次の東京国立博物館蔵の日内山永久寺記  
 とお茶の水図書館蔵（成篋堂文庫）の日内  
 山之記の両記に収載されている法式を整理  
 し、それらの法式の様式などに言及した。ま  
 た、永久寺の寺院大衆が学衆と禪衆に大別さ  
 れ、この他に下部集団として法師原がいたこ  
 となど寺院組織に触れ、次いで根本法式の  
 検討を行い、日内山之記の収載の根本法式が  
 その書写の際に条文の脱落、配列順を犯し  
 年号も転写の際に誤られたものと考之され  
 る点などを指摘した。さらに法式にみられる  
 禁制条目を整理し、それら十四項目にわたる  
 禁制について、同時期の他寺院の主として治  
 教権による法式をも比較参考の資として煩を

いとわずとりあげ、その罪料のあり方などを  
 詳論したが、そこには「去座可逃」の法、  
 成敗法、僧物、仏物などといつた論点が見い  
 出される。おわりに鎌倉期の永久寺は、最も  
 輝かしくその偉容を誇つたときでもあつたが  
 集会法・法会法も比較的早い時期に整つて  
 おり、当寺の重要は取り決めは僧衆等の自治  
 による評議によつて定められ、法式が作成さ  
 れ、その規制する方面は甚だ広範囲にわたつ  
 ている。その法式の多くは連署状の様式となつ  
 ており、僧衆等の自治が法式の源泉になつ  
 ていたことを論じてゐる。

次(三)は、河内天野川の峡谷に位置し、  
 往古は観心寺、河合寺とともに河内の三大刹  
 といわれ、南朝ゆかりの寺院として知られる  
 金剛寺の寺院法式の考察である。先ず金剛寺  
 の寺史・寺院組織などについて論じ、次いで  
 「本願置文」といわれる建久二年(一一九一  
 )の「阿観置文」以下六通の根本法式のうち  
 鎌倉期の四通の法式について論述した。金剛

寺の儀は高野山の儀を模したといわれ、養和

元年(一一八一)に伝法会が始行され、学頭

の孝状をもつて三十二口の孝学が選ばれて春

秋二孝伝法大会が行われた。この伝法会に関

する法会法について検討し、その罪料のあり

方などにも言及した。次に下、根本法式には

みられぬ内容をもつ元亨四年(一一三二)

の「金剛寺条目」に注目し検討し、寺中の悪

行に対する条目であるこの法式は、当寺・当

寺領が悪党の侵掠の危機に直面した状況下の

制定であつたことを明らかにした。当法式に

は殺害・放火・盗犯を「悪行」と記しており

、南北朝期になるとそれら「大犯」と称す

るようになるが、鎌倉期の寺院社会では「大

犯」と称する場合、具体的にはどのような悪

行を指し及ぶものであるかを、高野山の事例を

とおして考察し、放火・殺害・盗犯などを「

大犯」と称していること、それらは室町期の

「大犯三箇条」とも一致する点などを指摘し

た。おわりに金剛寺の評定衆制について、

長元年(一三一)の評定置文の一節に触れ  
ながら武家法と寺院法とのかかわりの問題に  
言及する。

第二節「南北朝期の寺院法式」では序論  
で南北朝期の寺院法式の概要を論じ、この期  
の注目すべき法式として、東寺の根本法式で  
ある曆応五年(一三四二)の「鎮守八幡宮供  
僧中評定式目」と康永三年(一三四四)の「  
学衆中評定式目」の二通の集会法と、東寺の  
中核をなす「一口供僧の選定」に際しての資格

と選定手続などを定めた貞和五年(一三四九)  
の「一口根本」一口供僧法式とあげ、二通の  
集会法の比較検討などを行い、次いで鎌倉  
新仏教寺院の法式として、禅宗寺院の寺院法  
式とあげ、当時期は各法系の高僧等による法  
式が集中しており、中でも現在の臨濟宗諸派  
の法系上の源流として注目される南浦紹明を  
派祖とする大応派に注視すべき法式がみられ  
る。とくに大徳寺の徹翁義亨による五通の法  
式をあげて述べた。なお、南北朝期の最も注

目すべき寺院法式として、その条数・内容など、その規定の精緻にして体系的で、中世諸大寺の寺院法式を凌ぐものとして、次項で詳論した雲州鰐淵寺の「正平式目」があげられる。

次(二)は、出雲大社の背後にあたる平田市別所町の地に存し、叡山の末寺でもと出雲大社の別当寺であつた鰐淵寺の寺院法式の考察である。天台宗の古刹鰐淵寺は、かつては多くの寺領を擁し、広大な寺域には堂塔僧房が建ち並んでいたが、現今は古の姿をうかがひ難い。当寺の伽藍の構造や寺院組織などは、本寺叡山に倣つてゐるが、寺院組織について、は鎌倉・南北朝期は興福寺の組織に近く、室町期になると本寺に近いからちをとつてゐることと指摘し、次いで、鰐淵寺蔵の室町後期の写本である「正平式目」に注目し、その法式の制定経緯を詳述し、さらにその法式にみられる禁制条目を整理し、同時期の他寺院の法式として治教権による法式をも参考にしたが

う詳論した。そして寺中検断にも触れ  
 に罪科として死罪の規定がみられる点に注視  
 し。中世寺院の死罪に言及した。また、当寺  
 の衆議制の三段階の変遷過程を追って考察し  
 その集会運営にも触れ。そこには法藤高き  
 宿老等の存在が重きをなしており、道理実正  
 の意見は少数であつても多数の意見より優越  
 し。浮言非理の説は多数なりと雖もこれを棄  
 却すべきであつた点などを指摘した。おわり  
 に一法式としての「正平式目」をみる場合に  
 〰〰〰  
 その法式の制定が南北朝期の社会状況下にあ  
 つて、鶴淵寺と本寺叡山のそれぞれをめぐり  
 が一面ではその背景にあつたが、その後の時  
 代の推移にともなりその法式の規範性は次第  
 にゆるぎ、失われ形骸化が進むことになると  
 論じらる。

第三節「室町期の寺院法式」では、序論で  
 室町期の寺院法式の概要を論じ、この期にな  
 ると鎌倉新仏教寺院の中に比較的形式の整つた  
 法式がみられ、中でも次項でみた法華寺院、



浄土宗寺院の法式には注目すべきものがみら  
 れる。また、禅宗寺院とくに大応派は地方禅  
 林の樹立に努め、その一環として派祖南浦紹  
 明を師とする滅宗宗興は尾張に妙興寺を開創  
 しており、室町中期当寺経営の中心であつた  
 天祥庵には塔頭・末寺の坊主等に関する法式  
 が残されていゝ。また、当寺には十七人で構  
 成された評定衆制がおかれていた点なども  
 言及した。大徳寺には室町期を通じて役者塔  
 主等の評定により決められた規式・壁書など  
 が二十通以上認められ、とくに尾崎の広徳寺  
 に出された規式などにも注目すべき法式がみ  
 られる。旧仏教寺院の中で室町期に寺院法式  
 が集中して残されている寺院として河内の観  
 心寺があげられ、一衆議評定事書と類を多く  
 含むが当時期の観心寺の法式は六十通以上に  
 もなり、その中でもとくに注目すべき法式を  
 五通程あげて論じた。  
 次へ二の項では、日蓮の本弟子六老僧の  
 一人である日朗の門流（比企谷門流）につな

がる各門家教団に伝えられた寺院法式の考察  
 である。当時の法華各門家教団は旧仏教  
 団にみられるような発達した自治制はみられ  
 ず高僧への任持による人格的統制が強く  
 法式の制定当事者が高僧であつたことにも顕  
 著に反映されている。この点は次項で述べた  
 浄土宗寺院にもいえることである。次いで  
 日朗門流にのなる法華寺院の代表的寺院法  
 式として 応永元年（一三九四）の「本能寺  
 規式」と天文十一年（一五四二）の「本能寺  
 法度」の二通の法式をあげて検討し 前者を  
 「地方鄙型法式」、後者を「中央都型法式」と  
 名づけ、さらに寺院法式を三つの型に分類  
 して整理した。また 法式にみられる禁制条  
 目を十三項目に整理し、それをわけて詳  
 論したが、従来「悪口罪」は「御成敗式目」  
 独自のもので、式目以後においても各法系の  
 中にもその「悪口」禁止の規定の实例はきわ  
 めて稀であるといわれているが、しかし、少  
 なくとも当時の法華各門家教団における法式

下は「兎口罪」について決して稀な条文で  
 はなかつたこと。また「打擲・刃傷」に関して  
 本能寺の法式には「猫予付き罪科法」がみられ  
 とくに「打擲」では「打擲被害者側」に「加害者側」よ  
 りむしろ非があるという。当時の本能寺の暴  
 力への考之方がうかがえ、幕府法の暴力への  
 考之方と相違すること。さらに「刀杖執持」に  
 して「法華伝道は諫暁運動を主軸とし、刀杖  
 執持が折代行動」として理論づけられ、その  
 下「刀杖執持」にはきわめて寛大な面があつた  
 点などを指摘した。そして本能寺の法式にみ  
 られる「大犯三箇条」に言及し、その内容は  
 流動的ではあつたが、日隆時代には「女犯肉食  
 ・博奕・盗犯」であつたことなどを論じ、次の  
 下「京都妙頭寺の後任選任」の一件をとりあげ  
 るが「一闍」の問題に言及し、闍は本来「  
 私曲之思」し「員負偏頗」の対極にあつて公正  
 を貫く手段として行われ、したがし「妙  
 頭寺後任選任」の闍の考察により、そこには「  
 仏意」を問ひながら、人も人為性が働いてい  
 る点

を指摘し、後継問題が寺院内部のある種の権  
 力闘争にまきこまれ、一闘しか神慮の武器と  
 して利用されたことを明らかにした。おわり  
 に法式にみられる罪科に触れ、原則的には追  
 放先を指定する流罪をもたない追放で、一  
 期して永代への追放と期限付き追放つまりや  
 がては寺家社会への復帰を肯定する追放であ  
 ったこと。中央都型法式では永代追放で、地  
 方都型法式では非法行為の内容によつてその  
 追放期間の差異が認められること。さうに罪  
 人を寺家から排除つまり追放するが反ちを  
 る反面、一方では一料銭を納めることによ  
 り罪を帳消しにする免罪法もとられていたこ  
 となどを明らかにした。この一追放と一料  
 銭を刑罰観念の始源といわれる一赦の法  
 史的変遷から

① 禊祓  
 ② 追放  
 ③ 料銭

後  
 ④ 被った物のある人に科する赦  
 ⑤ 罪と払うため  
 ⑥ 料銭  
 罪人

のよ  
うに  
理  
解  
し、  
と  
く  
に  
⑤  
は  
罪  
と  
払  
う  
た  
め  
に

淨化（清祓）を行つて費用（祓祭物料）を罪人  
 に出させるもので、罪を淨化するための祓祭  
 物料としての錢は、次第に錢その自体に淨化  
 能力をもたせることになり、その呪術的淨化  
 信仰といつたものが、罪料としての「料錢」  
 には本来付着していたものと考へられる点な  
 どを指摘した。

次（三）の項は、淨土宗の開祖法然・房源・空  
 の門下諸流のうち、弁長を祖とする鎮西流・白  
 旗派の流を汲む寺院の寺院法式についての

考察である。先ず白旗派寺院の法式を整理し  
 高僧（住持）等により定められた主な法式  
 をあげて詳論した。とくに三河の淨土宗の名  
 刹大樹寺には開山愚底の定められた四通の法式が  
 みられ、淨土宗にとって貴重な法式である文  
 龜元年（一五〇一）の「大樹寺勤行式」定しな  
 ども含まれてゐる。また、同じく三河の愚底  
 の師子暁開山の法式と愚底の法式との  
 の関連などにも言及した。大樹寺の寺院法規  
 は、明応（永正）年間に愚底により法式が定め

られたことによつて整うことになるが、この  
 時期はまた松平氏党主松平長親による田地の  
 寄進、灯明錢、定着錢などの寄進、そして寺  
 による土地の買得などにより寺領も増し、こ  
 こに寺院基盤が一応確立されたときでもあつ  
 た点などに触れ、次いで、法式にみられる禁  
 制条目を十項目に整理し、それを水についで  
 論じた。とくに注目されるのは、口論に對  
 する罪料として兩成敗法がとられている点な  
 どを指摘し、法隆寺の一種の兩成敗法や、寺  
 院社会以外の事例などに言及し、元永二十一  
 年(一四一四)の「五島住人等一揆契約状案  
 件」にみられる喧嘩鬭争は双方を成敗するとい  
 うこの事例は、従来兩成敗法の初見であると  
 いわれているが、一揆契約状などの中に兩成  
 敗法が登場するといふ事實は、すでに鎌倉期  
 (元久寺の事例)から寺院社会において行わ  
 れていた兩成敗法の影響を多分に受けてのも  
 のではなかつたかとの考之を示した。おわり  
 に室町後期下総の弘経寺の了庵につらなる人

々の活躍がとくに目立ち、彼等によりこの時期に寺院法式が定められ、寺院の統制組織化がなされ、やがては白旗派は他派を圧して全浄土宗を風靡していった点を指摘した。  
 なお、付録として本論文で触れた寺院法式の中で、とくに重要と思われる法式（法式の全文あるいはそれに近い）がたちで触れたものは除いたし、中世寺院法式集としてあげた。

から一応の体系を見出すことの意義を覺し、当面の研究を寺院法研究の基礎的作業である多数決制を根幹とした寺院集会法と寺院法式に局限して考察したものが本論文である。以上の実証的方法によってそれらの実態はほぼ明瞭に之れ得たものと考えている。